
平成22年度

横浜市青少年自立支援事業
インターンシッププログラム

横浜市こども青少年局青少年育成課

インターンシップ受け入れのお願い

横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラムは、「よこはま型若者自立塾」と「よこはま若者サポートステーション」にて支援を受けた若者の就労にむけた実践的なトレーニングとして大きな意味を持ち、重要なプログラムとして位置づけております。

ぜひ、受入について、ご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

「よこはま型若者自立塾」と「よこはま若者サポートステーション」

▶よこはま型若者自立塾

無業やひきこもり状態にある青少年の社会・経済的な自立を支援する目的で、ジョブキャンプという集団生活を通じての生活訓練やボランティア・職業体験、専門学校での資格取得講座を行っています。

この事業は、市の補助により、「NPO法人ヒューマンフェロシッパ」が運営しています。

▶よこはま若者サポートステーション

無業やひきこもり状態にある青少年、及びその保護者を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながらジョブトレーニングを含め、就労に向けた継続的な支援を行っています。

この事業は、国・市の補助により、「NPO法人ユースポート横濱」が運営しています。

社会貢献企業としての横浜市のサイトにて情報発信

受入実績につきましては、若者の就労を積極的に支援する企業として、若者支援サイト「ハマトリウム・カフェ<http://www.hamatorium.com/>」(21年度に本市が委託した事業)にご紹介させて頂き、積極的にPRさせていただきます。

横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラム責任者

NPO法人ヒューマンフェロシッパ 理事長 金森 京子
〒235-0005 横浜市磯子区東町18-10-1F TEL: 045-762-1435 FAX: 045-751-9460

NPO法人ユースポート横濱 理事長 岩永 牧人
〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル3階
TEL: 045-290-7234 FAX: 045-290-7235

横浜市こども青少年局青少年育成課 課長 岩元 隆道
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL: 045-671-2353 FAX: 045-663-1926

横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラム担当者

横浜市こども青少年局青少年育成課 関口・山口
TEL: 045-671-2353 FAX: 045-663-1926

横浜市青少年自立支援事業 インターンシッププログラム実施要領

➤目的

「よこはま型若者自立塾」と「よこはま若者サポートステーション」にて支援を受けた若者が、実社会において仕事を体験することにより以下を実現することを目的とする。

- (1) 若者が働くこととその意味を考える。
- (2) 若者のキャリア形成と社会・経済的自立にむけた心構えが修得できる。
- (3) 若者が自分の適正を知り、進路選択の指標とする。
- (4) 受入部門へ貢献をしていることを実感するとともに、若者が働くことの楽しさを体験する。

➤実施期間

平成22年4月～平成23年3月の間で受入企業により実施期間を選択する。

➤実施方法

受け入れが決定したい、受入部門、人員、受入開始日から終了日、実習生にさせる実習内容を決定し、別添「インターンシップ受入承諾書」(様式1)を受入企業にて記入する。

➤実習生選考方法

受入企業は、「NPO法人ヒューマンフェロウシップ」または「NPO法人ユースポート横濱」が推薦する若者を面接し、仕事に適性ある実習生を決定する。

➤覚書の締結

受入企業と「NPO法人ヒューマンフェロウシップ」または「NPO法人ユースポート横濱」(決定した実習生を支援している団体)、横浜市の3者にてインターンシップに関わる覚書を締結(様式2)

➤報酬・交通費： 必要ありません。

➤インターンシップ期間中は保険加入などの配慮をしています。

➤事前研修の実施とオリエンテーション

ビジネスマナーなど対人教育、個人情報保護に関しての研修を支援団体にて、実施する。実習のために遵守すべきルール等についてのオリエンテーションを受入企業にて、実施する。

➤誓約書の提出

支援団体と実習生より守秘義務などについての誓約書(様式3)を提出

➤ジョブカードの活用

実習生の今後の就職活動のために、面接用として履歴書に変えてジョブカードを活用することも可能とする。ジョブカードの活用により、受入企業においても、実習生の能力の見極め、指導の方針に活用できる。

平成 年 月 日

承 諾 書

横浜市こども青少年局長

企業名〇〇
代表取締役 〇〇

平成 22 年度 横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラムについて、下記
のとおり受入を承諾いたします。

記

- 1 受入可能人数 名
- 2 受入可能期間
平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (日間)
- 3 受入部門
- 4 実習内容
- 5 連絡担当者
- 6 その他

以上

**平成 22 年度
横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラムに関する覚書**

〇〇 株式会社（受入企業）（以下「甲」という。）特定非営利活動法人〇〇（以下「乙」という。）及び横浜市（以下「丙」という。）は、平成 22 年度におけるインターンシップに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本プログラムは、横浜市青少年自立支援事業にて支援を受けた実習生が甲の業務を体験することにより、実社会において仕事を体験することにより以下を実現することを目的とする。

- (1) 若者が働くこととその意味を考える。
- (2) 若者のキャリア形成と社会・経済的自立にむけた心構えが修得できる。
- (3) 若者が自分の適正を知り、進路選択の指標とする。
- (4) 受入部門へ貢献をしていることを実感するとともに、若者が働くことの楽しさを体験する。

（受入条件）

第 2 条 実習期間中の受入条件については、以下のとおりとする。

- (1) 実習時間は、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。このうち午後〇時から午後〇時までを休憩時間とする。
- (2) 甲は、実習期間中、実習生に対し、通勤費、手当、食費及び旅費は、原則支給しないものとする。
- (3) 乙は、実習生に対し、事前にビジネスマナーなどの対人教育、個人情報保護に関する研修を徹底させることとする。
- (4) 丙は、前号に規定する事前研修を乙が遂行することを管理・監督することとする。

（誓約書の徴収）

第 3 条 乙は、甲の業務を体験させる実習生に対して、実習上知り得た秘密を実習期間中及び実習終了後も漏らさない旨の誓約書を徴収するものとする。

（実習生の個人情報）

第 4 条 甲は、実習に際し知り得た実習生の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月。法律第 57 号）に従い、本実習の遂行以外に使用することなく、実習終了後は、適切な方法で保管・消去することとする。

（実習の中止）

第 5 条 甲、乙または丙は、実習生が第 3 条に定める誓約書に違反した時は、各主体と協議の上、実習を中断できるものとする。

（保険の加入義務）

第 6 条 乙は、実習生が実習中及びその往復途中において、他人を負傷させ、又は他人の財

物を損壊したことによる甲の法律上の責任に備えて、実習生をインターンシップ等賠償責任保険等の保険に加入させる。

(その他)

第7条 本覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本覚書は、下記の署名日付より実習が終了するまで効力を有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
企業名 代表者名

乙 横浜市
特定非営利活動法人
理事長

丙 横浜市中区港町1-1
横浜市こども青少年局長

誓 約 書

平成 年 月 日

様

「平成 22 年度 横浜市青少年自立支援事業インターンシッププログラムにおけるインターンシップ」に参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 実習機関における実習条件を守るとともに、実習指導担当者の指示に従い誠実に実習いたします。
- 2 職場秩序を乱す行為並びに実習機関の信用又は名誉を損なう行為はいたしません。
- 3 実習中に知り得た一切の機密は、実習期間中はもちろん実習終了後も決して他に漏洩いたしません。
- 4 故意又は重大な過失により実習機関に与えた一切の損害について、賠償の責を負います。

本人

住所

氏名

支援団体

横浜市

特定非営利活動法人

理事長

担当者

緊急連絡先